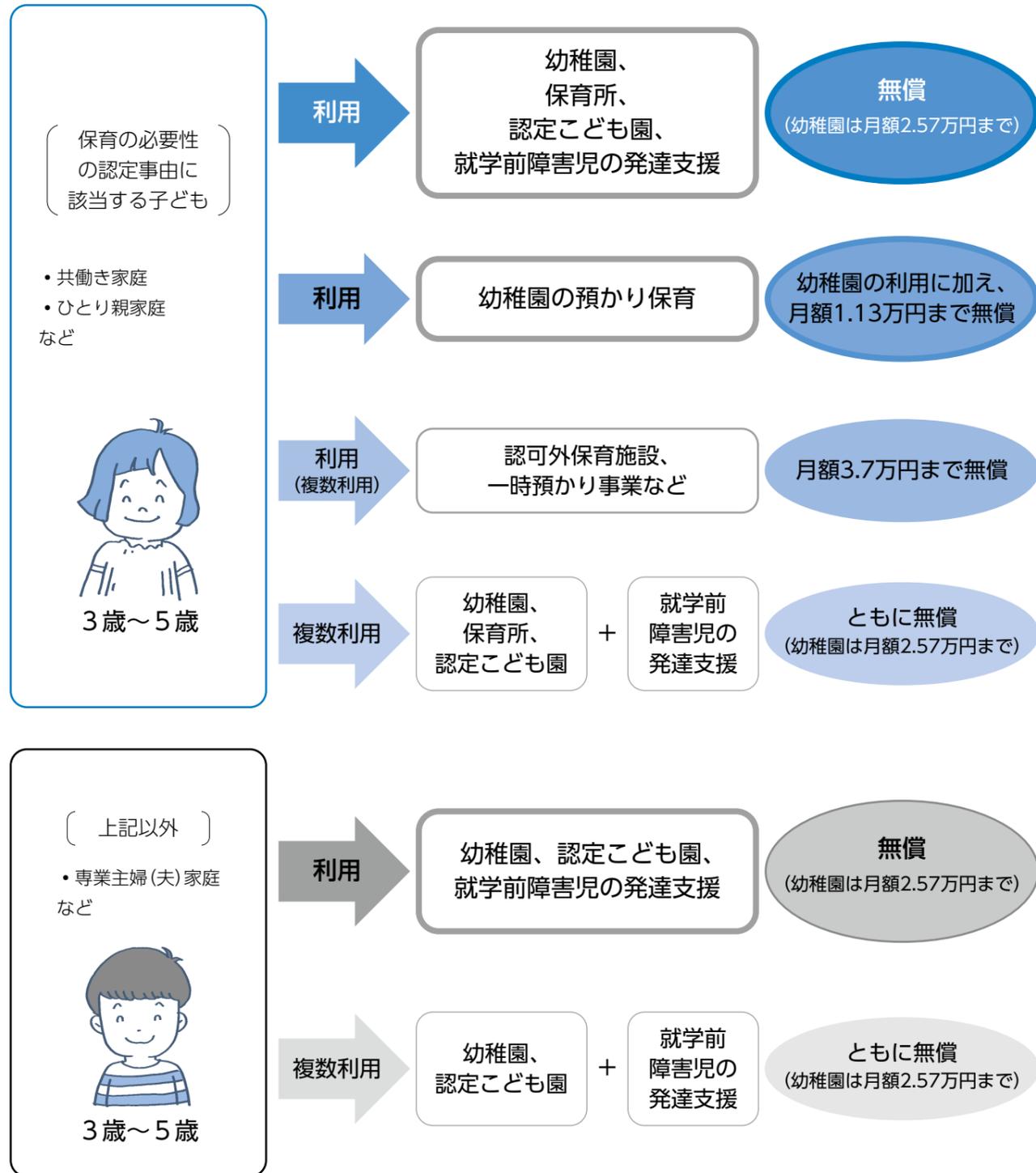


幼児教育・保育の無償化の主な例



※住民税非課税世帯については、0歳～2歳についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。



10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります

子育て支援課 ☎(232) 2202

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部が改正され、本年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園など	<p>■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料無償化</p> <p>※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化</p> <p>※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定などに鑑み、満3歳から無償化</p> <p>※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持し、3～5歳は施設による実費徴収を基本とする。低所得者世帯などの副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)</p> <p>～無償化後(令和元年10月以降)～</p> <p>町への保育料の支払いは不要になります。</p> <p>保護者の皆さま → 無償化 → 町 → 保育所</p> <p>副食費 ※金額は、施設ごとに設定されます。 → 保育所</p> <p>副食費は直接保育所などにお支払いいただけます。</p>
幼稚園の預かり保育	<p>■ 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化</p> <p>■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化</p> <p>※保育の必要性の認定：2号認定または2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)</p>
認可外保育施設など	<p>■ 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化</p> <p>※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業を対象</p> <p>※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設などを利用する場合も無償化の対象</p> <p>■ 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化</p>